

## ★ 認定農業者になるためには？

認定を受けようと農業者等が、5年後を見通して、自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくか、それをどのような方法で実現させていくかを見据えて農業経営改善計画認定申請書を作り市農政課窓口に出します。提出された申請書は、三島市担い手育成総合支援協議会による審査の後、市長が認定します。農業経営改善計画認定申請書の作成にあたっては、三島市担い手育成総合支援協議会幹事会が支援いたします。

## ★ 認定農業者には、こんなメリットがあります！

### ◇機械や設備などの投資のために融資を利用したい◇

- 農業近代化資金  
資金使途：農業施設、機械の取得及び改良等長期運転資金  
融資限度額：個人1千8百万円、法人2億円  
償還期間：15年以内（うち措置期間3年）
- 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）  
資金使途：農地取得、機械・設備整備、負債整理等  
融資限度額：個人1億5千万円、法人5億円  
償還期間：25年以内（うち措置期間10年）
- 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）  
資金使途：種苗代、肥料・飼料代等の短期運転資金  
融資限度額：個人5百万円、法人2千万円  
償還期間：1年以内

### ◇農地を集めて規模拡大したい！◇

- 農地保有合理化促進事業  
静岡県農業振興公社等による認定農業者への売り渡し等を実施しています。
- 利用権設定等促進事業  
担い手への農地の利用集積を図るため、農用地利用集積計画（貸借・売買等）を農協等が作成し、農業委員会が決定後、公告すると農地の権利設定が可能となります。

### ◇その他こんな支援策があります◇

- 担い手経営展開支援リース事業  
認定農業者が経営規模の拡大や経営転換を実施するために必要な機械・施設のリースによる円滑な導入を支援するためリース料の一部を助成します。
- 農業者年金制度  
青色申告で農業所得が900万円以下の認定農業者等に対し、基本保険料(2万円/月)に対する助成を実施。(最大5割を助成)
- 認定農業者へのフォローアップ活動  
市担い手育成総合支援協議会や市認定農業者協議会等で、日常的に経営相談が受けられる上、認定農業者を対象にした、交流会・研修会に参加できます。